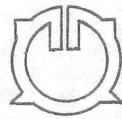


横芝町の人口と世帯

< 12月31日現在 >

人口	12,424人
男	5,944人
女	6,480人
世帯数	2,932戸



横芝

広報

第 77 号

昭和 46 年 2 月 1 日

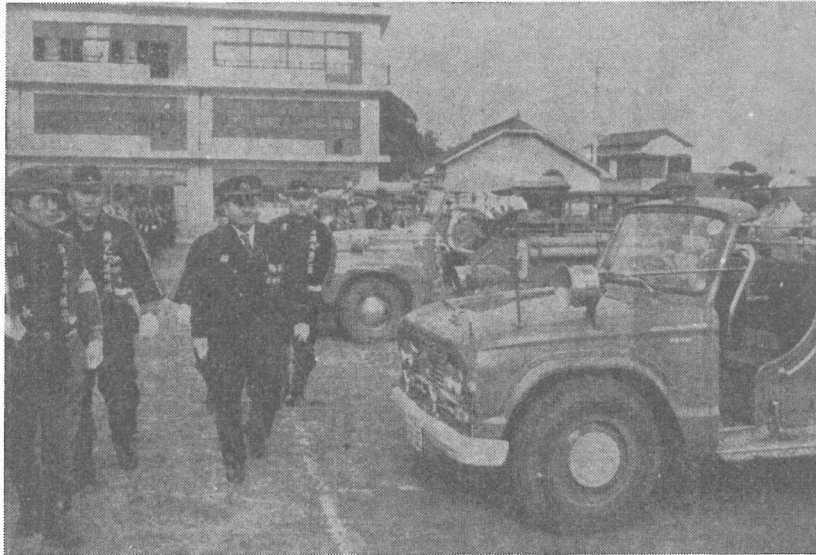
発行所

山武郡横芝町横芝636番地
横芝町役場
電話 04798-2-1111(代)
郵便番号 289-17

新春恒例の出初式

消防組合ラッパ隊初参加

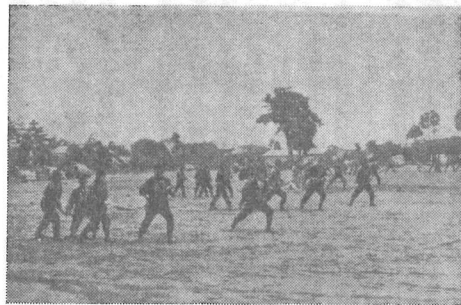
新春恒例の消防出初式が、一月八日午前九時から寒空の横芝中学校々庭に於て、県を始め内外の来賓多数の列席を頂いて盛大に行われました。この日参加したのは、本部分団以下十四分団及び横中少年



る中で人員服装点検、機械器具点検、ポンプ操法、小隊教練、分列行進などキビキビした動作で日頃の訓練の成果を披露いたしました。また、勤務成績良好な団員及び消防活動に協力された方々に各種の表彰状が贈られ、続いて町長式辞、来賓の祝辞等があり、最後に給食センター裏の両総幹線水路で参加ポンプ二十九台が火花を合図にいっせいに試験放水をして式は盛会のうちを終りました。なを、表彰された方々は次のとおりです。

受賞者芳名(敬称略)

千葉県知事功労章	鈴木 貞司	山武支庁長表彰	第三分団一部	三木 正宜	消防団長特別功労章	本部分団一部	海保 恵一
第五分団長	小川 富雄	第四分団	大木 喜高	第一分団一部	吉岡 敏幸	第二分団一部	伊藤 文雄
第十分団長	川島 直幹	第六分団	菅谷 守雄	第三分団	伊藤 滋明	第九分団	鈴木 幸治
千葉県知事精勤章	幸 誠	第七分団一部	岩沢 重次	第十分団一部	早川 一夫	第十一分団	鈴木 光一
第九分団長	宇井 直幹	第十二分団三部	美川 貞宏	第十三分団一部	伊藤 光一	消防団長感謝状	(内助の功)
第三分団長	川島 幸	山武支部長功労章	本部分団三部	吉岡 実	栗山 鈴木 ぎよ	上町	小川 英子
第十三分団長	五木田 誠	第一分団一部	若梅 幹雄	(消火活動協力者)	道貫 若林たづ子	上町	田村 皖志
		山武支部長精勤章	第二分団一部	早川 益雄	道貫 若林たづ子	上町	田村 皖志
		第三分団	伊藤 彰三	第八分団	醍醐 信雄	第八分団	越川 昌弥
		第七分団	土屋 貞雄	第九分団	醍醐 信雄	第九分団	越川 昌弥
		第十分団	植村 達	第十分団	醍醐 信雄	第十分団	越川 昌弥
		第十一分団	醍醐 信雄	第十一分団	醍醐 信雄	第十一分団	越川 昌弥
		第十二分団	醍醐 信雄	第十二分団	醍醐 信雄	第十二分団	越川 昌弥
		第十三分団	醍醐 信雄	第十三分団	醍醐 信雄	第十三分団	越川 昌弥
		消防団長功労章	本部分団一部	宇都木信吾	消防団長功労章	本部分団一部	宇都木信吾
		消防団長功労章	本部分団一部	ほか三十三名	消防団長功労章	本部分団一部	ほか三十三名



成人式 明治神宮で挙行

成人の日の一月十五日、例年行われてまいりました成人式は、昨年に続いて東京の明治神宮で行われました。この日横芝町では二四四名が晴れ



明治神宮へと向いました。式典に参加された一五〇名は四台のバスに分乗して、一路

議会だより

昭和四十五年最終の定例議会が十二月二十三日に招集され、町政について的一般質問、応答が行なわれた後、報

議事堂を見学、上野公園で休憩をとり、帰路につきま

た。この一日を成人としての出発点としてそれぞれ社会人としての自覚を強められたこととしよう。この成人を祝う儀式は古くは、男子の元服、女子の裳着などでしたが、昭和二十三年から一月十五日が成人の日として祝い励まし、その自覚を強め良い国民となるように祈願する祭典が行なわれるようになりました。な

を、一月十九日には成人を対象に、新有権者座談会が山武支庁に於て開催されました。当町からは、東町の堀城幾代さん、栗山の布施泰子さんが参加し、新たに国政に参加することの意義や政治に対する関心等について活発な意見交換を行ないました。

▼報告一号 専決処分した事件の承認について (昭和四十五年一般会計補正予算(第四号)を町長専決で行なったものの承認を求めるもの、補正予算の才入才出は、それぞれ三百七十七万一千円を追加し、予算総額を四億九千九百二十三万六千円とするもの才出の主なものは、栗山町有地宅地造成工事不足分と十二月十九日、二十日の集中豪雨による災害の、早急に要する復旧費用を計上したものの)

▼議案第一号 横芝町税条例の一部を改正する条例制定について (固定資産税の納期について、郡内各市町村の統一を図り、電子計算機による事務の円滑を図るもの)

▼議案第二号 町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について (町民税の年度末における徴収率の向上を図るため、納期の回数を年十回から八回とし、最終の納期を一月末日とするもの、前納奨励金の率を「百分の〇・五」を「百分の一・〇」に引上げるもの)

▼議案第三号 山武郡市計算センター協議会規約の一部を改正する規約の制定について (成東町が新たに加入するため、成東町を加え、委員の数及び会議招集の請求ができる定数をそれぞれ増員するもの)

▼議案第四号 千葉県旧市町村恩給組合資産管理組合規約の一部を改正する規約の制定について (関係市町村中に、合併した町村があったため、その構成を改めるもの)

▼議案第五号 町の境界変更について (松尾町中里地区の農業構造改善事業の実施に伴って当町と松尾町の境界の変更を行なうもの)

▼議案第六号 昭和四十五年度横芝町一般会計補正予算(才入才出共、一千四百十五万一千円を追加し、予算総額を五億五千三百八十七

千円とするもの、才出の主なものは、災害復旧費八百九十万六千円、その他は当面必要な費用を計上したものの)

▼議案第七号 昭和四十五年度横芝町老人ホーム特別会計補正予算議定について (才入才出共、八十万四千円を追加し、予算総額を一千三百三十一万八千円とするもので、老人ホーム措置費の基準改訂による増額分を財源として、事務費、事業費を計上したもの)

▼議案第八号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて (委員が一名欠員になったため、新たに、於幾、実川一氏を委員に選任したいので、その同意を求めるもの)

▼認定第一号 昭和四十四年度横芝町一般会計決算認定について (昭和四十四年度一般会計の才入四億七千七百四十三万二千四百円、才出四億四千二百二十五万四千八百四十四円、差引額三千六百七十七万七千六百六十円の決算について、議会の認定を求めるもの)

▼認定第二号 昭和四十四年度横芝町国民健康保険特別会計決算認定について (昭和四十四年度国民健康保険特別会計の才入八千七百二十五万七千三百三十三円、才出七千六百五十七万七千七百九円、差引額一千七十四万九千四百二十四円の決算

について、議会の認定を求めるもの)

▼認定第三号 昭和四十四年度横芝町有線放送電話特別会計決算認定について (昭和四十四年度有線放送電話特別会計特別会計の才入一千四百四十一万二千二百八十九円、才出一千二百四十三万四千六百八十六円、差引額二百六十六万六千三百三円の決算について、議会の認定を求めるもの)

▼認定第四号 昭和四十四年度横芝町老人ホーム特別会計決算認定について (昭和四十四年度老人ホーム特別会計の才入一千三百八十六万六千六百七十七円、才出一千三百六十四万四千四百六十二円、差引額二百四十四万七千七百十五円の決算について、議会の認定を求めるもの)

▼報告第一号 専決処分した事件の承認について (県内の市町村で、共同設置してある公平委員会の構成市町村の一部変更があったため、規約の一部改正を町長専決で行なったので、その承認を求めるもの)

▼議案第一号 工事請負契約の締結について (海岸に建設する町の国民保養センター建設工事について、吉岡建設株式会社と三千五百五十万円で請負契約を締結するもの)

千円とするもの、才出の主なものは、災害復旧費八百九十万六千円、その他は当面必要な費用を計上したものの)

▼議案第七号 昭和四十五年度横芝町老人ホーム特別会計補正予算議定について (才入才出共、八十万四千円を追加し、予算総額を一千三百三十一万八千円とするもので、老人ホーム措置費の基準改訂による増額分を財源として、事務費、事業費を計上したもの)

▼議案第八号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて (委員が一名欠員になったため、新たに、於幾、実川一氏を委員に選任したいので、その同意を求めるもの)

▼認定第一号 昭和四十四年度横芝町一般会計決算認定について (昭和四十四年度一般会計の才入四億七千七百四十三万二千四百円、才出四億四千二百二十五万四千八百四十四円、差引額三千六百七十七万七千六百六十円の決算について、議会の認定を求めるもの)

▼認定第二号 昭和四十四年度横芝町国民健康保険特別会計決算認定について (昭和四十四年度国民健康保険特別会計の才入八千七百二十五万七千三百三十三円、才出七千六百五十七万七千七百九円、差引額一千七十四万九千四百二十四円の決算

について、議会の認定を求めるもの)

▼認定第三号 昭和四十四年度横芝町有線放送電話特別会計決算認定について (昭和四十四年度有線放送電話特別会計特別会計の才入一千四百四十一万二千二百八十九円、才出一千二百四十三万四千六百八十六円、差引額二百六十六万六千三百三円の決算について、議会の認定を求めるもの)

▼認定第四号 昭和四十四年度横芝町老人ホーム特別会計決算認定について (昭和四十四年度老人ホーム特別会計の才入一千三百八十六万六千六百七十七円、才出一千三百六十四万四千四百六十二円、差引額二百四十四万七千七百十五円の決算について、議会の認定を求めるもの)

▼報告第一号 専決処分した事件の承認について (県内の市町村で、共同設置してある公平委員会の構成市町村の一部変更があったため、規約の一部改正を町長専決で行なったので、その承認を求めるもの)

▼議案第一号 工事請負契約の締結について (海岸に建設する町の国民保養センター建設工事について、吉岡建設株式会社と三千五百五十万円で請負契約を締結するもの)

千円とするもの、才出の主なものは、災害復旧費八百九十万六千円、その他は当面必要な費用を計上したものの)

▼議案第七号 昭和四十五年度横芝町老人ホーム特別会計補正予算議定について (才入才出共、八十万四千円を追加し、予算総額を一千三百三十一万八千円とするもので、老人ホーム措置費の基準改訂による増額分を財源として、事務費、事業費を計上したもの)

▼議案第八号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて (委員が一名欠員になったため、新たに、於幾、実川一氏を委員に選任したいので、その同意を求めるもの)

▼認定第一号 昭和四十四年度横芝町一般会計決算認定について (昭和四十四年度一般会計の才入四億七千七百四十三万二千四百円、才出四億四千二百二十五万四千八百四十四円、差引額三千六百七十七万七千六百六十円の決算について、議会の認定を求めるもの)

▼認定第二号 昭和四十四年度横芝町国民健康保険特別会計決算認定について (昭和四十四年度国民健康保険特別会計の才入八千七百二十五万七千三百三十三円、才出七千六百五十七万七千七百九円、差引額一千七十四万九千四百二十四円の決算

について、議会の認定を求めるもの)

▼認定第三号 昭和四十四年度横芝町有線放送電話特別会計決算認定について (昭和四十四年度有線放送電話特別会計特別会計の才入一千四百四十一万二千二百八十九円、才出一千二百四十三万四千六百八十六円、差引額二百六十六万六千三百三円の決算について、議会の認定を求めるもの)

▼認定第四号 昭和四十四年度横芝町老人ホーム特別会計決算認定について (昭和四十四年度老人ホーム特別会計の才入一千三百八十六万六千六百七十七円、才出一千三百六十四万四千四百六十二円、差引額二百四十四万七千七百十五円の決算について、議会の認定を求めるもの)

▼報告第一号 専決処分した事件の承認について (県内の市町村で、共同設置してある公平委員会の構成市町村の一部変更があったため、規約の一部改正を町長専決で行なったので、その承認を求めるもの)

▼議案第一号 工事請負契約の締結について (海岸に建設する町の国民保養センター建設工事について、吉岡建設株式会社と三千五百五十万円で請負契約を締結するもの)

十年一昔 (その十三)

― 役場裏通り界限 ―

大総、上塚、横芝が合併したその頃横芝町役場の裏通りは、丁度いまの庁舎と中央公民館の間辺りが裏門になっていました。裏門に入る通路は桜の並木で、その両側は池で覆われていて夏の頃は白やピンクの花が見事で、池の畔に咲き誇る春の桜と共に役場を訪れる人達の目を楽しませてくれたものです。池には時折金魚や鯉等を放しましたが、金魚や鯉は誰かにすくわれてしまっただけでなかなか大きくなりませんでした。この池は大分育ちました。この池は防火用水をも兼ねていましたので消防団の人達が底泥を運ったことがありました、その時には随分大きな鯉や鮒が獲



れて、鯉汁等に舌鼓を打ち役場の当直員であった筆者もその御相伴に預った記憶があります。池の一つは、中央公民館が出来るまで残っていました。池の中央に出島があった。池の中央に出島があった。枝振りのよい松が繁っている等なかなか風情がありました。それからこの池には上町でお祭り用の山車(だし)の車輪が棕櫚縄で結えて浸けられていました。そうしておくことと長持をする、ということでした。事情を知らない新しい役場の職員が誰かの悪戯と早合点をして引上げてしまい先輩に大目玉を喰ったことも今は笑話となっています。いま一つの池は庁舎ができた昭和三十四年頃がら庁舎構内のごみ等を利用してたりして何となく埋

められてしまいました。池の向う側は田圃と畑で、夏の夕方等は蛙のコーラスや泥鰌獲りのカンテラと螢の灯にしばし時を忘れることもありました。其後青少年相談員の人達が「社会を明るくする運動」の一つとして池を埋れた跡に花壇を造り、プロックを用いた鬱形のものでなかなか立派でバラ、ダリア、ツツジ、芝桜等四季折々の花が咲き乱れて、これも見事でした。時には昨日咲いていた花が今朝は根元からなくなっているというところもありました。関係者の方は「何処かの庭で眺められているのでしょう」と別に騒ぎもしないで新しい花を植えていた姿が目に残っています。其後更に、中央公民館の建設、役場の庁舎及び附属建物の増改築に伴い、池の周辺の田畑も殆んど町か買収し、池と同じ様に埋立と整地を施し、池の跡は駐車場等に、鉄道寄りの田畑の跡は車庫や倉庫及び農業共同の事務所等になっています。

現在は駐車場になっています。下は、現在のもので、向側に見える二階建は農業共済の事務所。此の辺りが田と畑の中間位でした、手前の自動車

公民館だより

第二回の成人学校

中央公民館で開校

第一回成人学校は、手芸に料理、ペン習字にと全科目にわたって盛況のうちに、昨年暮終了いたしました。在校生でクラブを結成して熱心な勉強が続けられています。この盛況に功を得て第二回成人学校が二月九日から開校されます。今回は十一科目の講座を用意して実施されます。その講座の中には、第二回から新設した民謡講座、若柳流師範、若柳順助先生をお招きして各種の郷土舞踊を皆さんに楽しんでいただきます。また、東京の言論科学研究所から専門講師を招き新しく話し方教室を開催します。人による言葉によって相手に自分の意志を伝えることができます。これは人間だけに与えられた特権であり、この特権をいかに上手に生かすかは誰でもが苦勞する事です。この大問題

を専門講師により解いていただくとするものです。また、現代のレジャー時代をいかに有意義に楽しく過ごすかと云う事でしょう。その一つに旅があります。この旅を充実したものにするためには楽しく効果的に意義のあるものにしていく事を覚え実行して行くために楽しい旅の教室をもうけ講師には日本交通社から専門講師を頼み実施されます。これらを含む十一科目は前回と同様三ヶ月の期間にわたり実施されます。また次号から受講生の楽しい勉強の内容についてお知らせ致します。

横芝小学校の

よい子に

親切運動実行章

横芝小学校四年生の郡司幸子さん、勝又文恵さんの二人は、小さな親切運動推進本部(会長 元東大総長 茅 誠司)から親切実行章を授与されました。二人は昨年九月十八日下校

の途中、本町交差点附近で道路上に散らばっていた交通安全用横断旗を拾い集めて旗入れ筒に戻しているところを、小さな親切運動会員の目に止まったもので、二人の顕彰を申請した会員のA氏は「散らばっているのを片付ける、それは誰にも出来る何でもないことかもしれない、私も幾度かあの旗を片付けたことがありますが大人数でもなかなか努力と勇気が要るものです。それを、何のためらいもなく、さっさと旗を拾い集めて元の筒に納めて何事もなかった様にその場を去って行く」と所謂自然に満み出た美しい行為が何れも、そのお宅の方や先生にも頭を下げたくならない思いでした。早速呼び止めて名前等を教えてもらって中央公民館の中にある事務局を通じて本部にその善行を申達したのです。郡司さんと勝又さんの様な親切な子供さんや大人の人は大ぜいおられると思いますが横芝町には親切運動の会員は私の外にも沢山おられます。そしてよいことをした人を捜していますので第二の郡司さん、勝又さんが現れ、輝く実行章を授与されるよう親切運動に対しての御協力をお願いいたします。」との二人のよい子のことについて話をされましたが、特に小さな親切運動への参加をお願いしたい。とつけ加えておりました。

◎小さな親切運動についての詳細は中央公民館におたずね下さい。

パン給食は 当分続く見込みです

(給食センターから)

昨年の十一月に本紙を通して米飯給食希望アンケートについてのお知らせをいたしました。その折に「運営委員会」で干潟町東小学校を視察することになっておられるがその結果については改めてお知らせします」とお約束をいたしてありますのでその概要を申し上げます。

視察は昨年十一月二十四日に予定通り実行いたしました。干潟東小学校は給食人員が約二五〇名、施設は学校単独方式ということで横芝町学校給食センターとは規模や組織が大分異なっておりますが、パン給食から米飯給食に転換するための実験施設として文部省から指定を受けておりますので、施設費、給食費、補助金等の調査を主として視察を行なったのであります。

さて、その調査結果を項目別に掲げて見ますと、

① 施設費 Ⅱ 今までの施設の他に洗米機、炊飯機、ボイラー及びこれに付随する動力機械並びに食器類、更に倉庫、調理場等の建物を含めますと横芝町給食センターの規模で積算しまして約九百万円を要する見込みです。(県教育庁指導により確認)

② 補助金等 Ⅱ 実験施設に指定された場合に限り五〇%補助があります。県教育庁の説明によれば、今後実験施設の

建設のあゆみ

1 月 ~ 2 月

完成した事業	
①鳥喰沼地先道路舗装工事	507 m
二月着工及び工事中の事業	
①本町地先排水路流末工事	122.6 m
②宮前三本松線道路及び水路改修工事	474.5 m
③町営住宅新築工事	10 戸
④県営 "	30 戸
⑤消防署分署新築工事	411.9 m ²
⑥上町青年館新築工事	82.6 m ²
⑦横小増築工事	923.2 m ²
⑧国民保養センター	718.8 m ²

募集計画はないという点です。従って補助金の見込みは絶望に近いと思われれます。

③ 給食費 Ⅱ 文部省通達による栄養とカロリーの基準に従った場合では一食につき約十五円の増額となる見込みです。現まで通りのパン給食の場合にしましても、物資の値上りと概に容量の増えている牛乳代等で来年度はどうしても十円位は値上げをさせていなければならないと見込んで米飯給食に転換しますと約二十五円の値上げは必至になります。

④ 職員の配置 Ⅱ パン給食の場合は加工されたものが搬入される訳ですが米飯になりますと、洗米、炊飯、盛付等の手間が掛りますので干潟小学校の場合で約一、五人の増員(中一人は用務員を半日専属に手伝にまわしている。)を行なったということです。

以上の様な調査結果を総合して見ますと、財源的にも、

青年の主張全国大会で 伊藤君入賞

NHK主催による青年の主張全国コンクール全国大会が成人の日の一月十五日、東京のNHK会館で行なわれしました。広報先月号でお知らせしたように、屋形荒場の伊藤一男君が関東甲信越地区の代表として参加し、県大会、地区大会と予選を勝ち抜いてきた他の全国九地区の代表と共に意見発表をされました。「私の青

また保護者の方の御負担の点につきましても、それぞれ一考を要する点が沢山あると思われれますので、「日和見」とお叱りを戴くかも知れませんが来飯給食への転換につきましても、いま暫らく見合せることが適当であろうと考えられております。

尚り米飯を持参し副食物だけ給食する、という問題につきましても、「完全給食」とは主食を中心として、副食のみの給食は補助の対象とならない」という文部省の見解は崩れない模様でありますので御了解をおねがいいたします。

町民税の申告はお早めに

締切 三月十五日

昭和四十六年度分町民税の申告期限は三月十五日までです。申告をしなければなら

ない方は必ず期限までに申告をお願いいたします。

この申告は所得額を申告していただくとともに、扶養控除など各種控除を受けるための大切な申告ですので、申告用紙が配布されましたら忘れないうちに早めに申告をして下さい。

申告をしなければならぬ人は次のとおりです。

一、今年一月一日現在横芝町に居住し、昨年中に所得のあった人。

二、給与所得者は原則として申告する必要はありませんが、次に該当する人は申告をして下さい。

① 給与所得のほかに配当、

固定資産課税台帳 の縦覧について

一月一日現在で調整した昭和四十六年度固定資産課税の賦課のもとになる固定資産課税台帳を、地方税法第四一五条の規定によって次のとおり縦覧に供しますので、希望者は閲覧されますようお知らせいたします。

一、期間 三月一日から三月二十日まで

二、場所 横芝町役場内税務課



横芝句会一月例会作品抄

- 土屋 栗水
- 寒附釣り画中の人と如と静か
- 石川 奇水
- 輪切りにす寒附すてに子を持てり
- 芥藤ちくろ
- 凍土に何事かあり油光り
- 若梅あやめ
- 凍てし道行きつ戻りつパスを待つ
- 田島 千女
- 願いたる子の縁談や初参り
- 藤代 ゆう
- 凍て土に芽ぶくものあり学級園
- 鈴木 草園
- 寒附を焼く匂しに里近し
- 渡辺きよ子
- 凍る夜の星の光が身に刺る
- 高埜 孝子
- 妻のかくペン先こまかな光り
- 初日記

◎次回は二月十三日(土)午後一時小田部屋に於て兼題 「早春」「麦踏」

地代家賃などの給与以外の所得があった人

② 雑損控除や医療費控除を受けようとする人

③ 給与の支払者から役場へ給与支払報告書が提出されていない人

◎なお、所得税の確定申告書を税務署へ提出される人は町民税の申告をする必要がありません。